

財団法人 大阪府私学総連合会寄附行為

24、6、25	設立登記
39、12、17	組織変更改正
40、7、23	一部改正
52、7、12	一部改正

- 第 1 条 本法人は財団法人大阪府私学総連合会と称する
- 第 2 条 本法人の事務所を大阪市都島区網島町6番20号に置く
- 第 3 条 本法人は大阪府下私学の振興をはかり教育の改善及文化の昂揚に寄与するために必要な事業を行うことを目的とする
- 第 4 条 本法人は前条の目的を達する為に左の事業を行う
- 1 私立学校教職員の資質の向上及び福利の増進に関する事業
 - 2 諸般の調査、研究、講習及び出版等に関する事業
 - 3 大阪府私学教育文化会館の運営
 - 4 所轄庁その他の関係機関との連絡交渉に関する事業
 - 5 私学連合団体相互の連絡協調に関する事業
 - 6 その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 5 条 本法人の資産は別紙財産目録記載の財産とする資産を分つて基本財産と普通財産とし基本財産は寄附者の寄附財産及び基本財産に繰入られた財産とする
- 普通財産は基本財産以外の資産とする 基本財産の処分は理は理事会の決議を経且つ所轄庁の承認を得なければこれをなすことが出来ない
- 第 6 条 本法人の経費は前条の基本財産より生ずる果実、本法人の事業より生ずる収入及びその他の収入を以てこれを支弁する
- 第 7 条 本法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る
- 本法人の予算は会計年度開始前、決算はその終了後遅滞なく事業報告と共に理事長これを理事会に報告しその承認を得て所轄庁に届出なければならない
- 第 8 条 本法人に左の役員を置く
- 1 理事 15名以上25名以内（内理事長1名、常任理事7名）
 - 2 監事 2名
- 役員任期は2年とする 但し重任することが出来る役員はその任期満了後においても新役員が就任するまでその職務を行わなければならない
- 役員に欠員が生じた場合において選任された補欠役員の任期は前任者の残任期間とする

- 第 9 条 役員を選出及びその職務権限は左の定めによる
- 1 理事中 14 名以上 19 名以内は評議員会で評議員のうちから選任し 1 名以上 6 名以内は私学関係有識者のうちから理事会で指名推薦してこれを定める
 - 2 理事長及び常任理事は理事会で理事のうちから選任する
 - 3 監事は評議員会において選任する
 - 4 理事長は本法人の業務を統轄し本法人を代表する
 - 5 常任理事は必要なる業務を分担して理事長を補佐し理事長事故あるときは あらかじめ理事長の定めた順序によりその職務を代行する
 - 6 理事は理事会を組織し本法人の業務を議決し執行する
 - 7 監事は民法第 59 条の職を行う
- 第 10 条 本法人に 35 名以上 45 名以内の評議員を置く
評議員は理事会でこれを選出し理事長がこれを委嘱する
評議員には第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する この場合には同条同項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする
評議員は評議員会を組織し本法人の重要事項につき評議する
- 第 10 条の 2 本法人に顧問を置くことが出来る
顧問は理事会で推挙する
- 第 11 条 この法人の事務を処理するため職員を置くことが出来る
職員は理事長が任免し有給とする
- 第 12 条 理事会 評議員会の召集及びその議事は次の定めによる
- 1 理事会は必要に応じ理事長がこれを召集する
 - 2 理事会は理事の 2 分の 1 以上出席しないときは会議を開くことが出来ない 議事は出席者の過半数でこれを決する 但し可否同数なるときは議長が決するところによる
 - 3 評議員会は毎年 1 回理事長がこれを召集する 但し理事長が必要と認める時又は評議員 3 分の 1 以上の要求があった時は理事長は臨時にこれを召集しなければならない
 - 4 第 2 号の規定は評議員会に準用する この場合には同号中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする
 - 5 会議の議長は理事長これにあたる
- 第 13 条 本寄附行為の変更は理事会及び評議員会の議を経 所轄庁の認可を受けてこれを行わなければならない
- 第 14 条 本法人解散の際における残余財産の処分は理事会及び評議員会の議を経 所轄庁の許可を受けてこれを行わなければならない

附 則

第 15 条 本財団設立当初の理事は左の通りである

理 事	小 泉	秀
〃	小 林	巖
〃	片 山	彦
〃	瀬 島	源 三 郎
〃	安 藤	利 三 郎
〃	奥 田	政 三
〃	森	寿 恵 三
〃	小 川	高 光
〃	佐 藤	寿 吉
〃	庄 野	貞 一
〃	天 野	正 儀
監 事	野 田	三 郎
〃	草 島	惣 治 郎

(附 属 規 定)

(3 9 、 1 2 、 1 7 制 定)

役員及び評議員選出規程

- 第 1 条 この規程は寄附行為第9条及び第10条の役員及び評議員の選出に関する事項を定める
- 第 2 条 評議員は学校法人(財団法人を含む)又は私立学校の代表者(以下私立学校代表者という)の中より42名を選出する
前項の評議員は、大阪府下における次の私学連合団体が推薦する者につき、次に掲げる区分により選出する
- | | | | |
|---|-----------------|---|-----|
| 1 | 日本私立大学連盟大阪府下加盟校 | 2 | 名 |
| 2 | 日本私立大学協会大阪府下加盟校 | 3 | 名 |
| 3 | 大阪府私立短期大学協会 | 2 | 名 |
| 4 | 大阪府私立中学校高等学校連合会 | 2 | 1 名 |
| 5 | 大阪府私立小学校連合会 | 2 | 名 |
| 6 | 大阪府私立幼稚園連盟 | 6 | 名 |
| 7 | 大阪府専修学校各種学校連合会 | 6 | 名 |
- 第 3 条 理事は前条の私立学校代表者評議員中より15名、私学関係有識者中より6名以内を選出する
私立学校代表者評議員中より選出する理事は次に掲げる区分により選出する

- | | | | |
|---|-----------------|---|---|
| 1 | 日本私立大学連盟大阪府下加盟校 | 1 | 名 |
| 2 | 日本私立大学協会大阪府下加盟校 | 1 | 名 |
| 3 | 大阪府私立短期大学協会 | 1 | 名 |
| 4 | 大阪私立中学校高等学校連合会 | 9 | 名 |
| 5 | 大阪府私立小学校連合会 | 1 | 名 |
| 6 | 大阪府私立幼稚園連盟 | 1 | 名 |
| 7 | 大阪府専修学校各種学校連合会 | 1 | 名 |

監事は私立学校代表者のうちから選出する

第 4 条 私立学校の代表者がその代表者の職を退いた時又は私学連合団体の役員資格をもって本法人の役員又は評議員の職に就いている者がその資格を失った時は本法人の役員又は評議員の職を退くものとする 但し理事会の決議がある場合は引続いてその職にとどまるものとする

第 5 条 理事長 常任理事は理事会で互選する

第 6 条 この規程の変更は理事会で行う

附 則

寄附行為変更認可後最初に行う評議員の選出は従前の規程によって組織された理事会においてこれを行う

常 任 理 事 選 出 基 準

(4 0 、 2 、 1 6 決 定)

(5 2 、 6 , 2 6 改 正)

(5 2 、 7 、 1 2 制 定)

選 出 区 分	常 任 理 事 数
大学連盟、大学協会、短大協会中より	2 名
中学校高等学校連合会、小学校連合会中より	3 名
幼稚園連盟、専修学校各種学校連合会中より	2 名
計	7 名